

福島第一・第二原子力発電所における 地震観測記録の中断を踏まえた調査結果の報告について

平成23年8月17日
北陸電力株式会社

当社は、本日（8月17日）、原子力安全・保安院からの指示文書¹に基づき、志賀原子力発電所に設置している地震計（収録装置）に、福島第一・第二原子力発電所と同様の不具合がないかを調査した結果について、同院に報告しましたのでお知らせいたします。

5月18日、原子力安全・保安院から、今回の地震により福島第一・第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえ、志賀原子力発電所に設置されている収録装置に同様の不具合がないかを調査するとともに、その結果に応じて実施した改修の結果を報告するよう指示がありました。（5月19日お知らせ済み）

当社は、この指示に基づき、当社の収録装置について調査し、本日、以下のとおり同院に報告いたしました。

当社の観測用地震計の収録装置は、福島第一・第二原子力発電所のようないき値²を超える地震を感知した時のみ地震記録を保存する方式ではなく、地震が発生していない時も含めて、常時連続的に記録を行い保存する方式となっています。

さらに、地震発生時にいき値を超えた場合には、この連続記録から別途地震記録部分を取り出し保存する仕組みになっていますが、そのプログラムについても調査し、地震観測記録の中断は発生しないことを確認しました。

以上のことから、志賀原子力発電所の観測用地震計の収録装置において、同様の不具合が発生しないことを確認しました。

以上

1 「平成23年東北地方太平洋沖地震における東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の地震観測記録が中断した原因の分析結果を踏まえた対応について（指示）」（平成23・05・16原院第5号）

2 地震発生時に収録装置が記録開始を判断する基準となる加速度値。